

京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年6月9日京都市条例第 4 号）

（行財政局税務部税制課）

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が公布されたことに伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 個人の市民税

(1) 県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴い、本市の区域内に住所を有する所得割の納税義務者に係る個人の市民税について、次の措置を講じることとします。

ア 平成30年度以後の各年度分の所得割の税率を8パーセント（現行6パーセント）に改めることとします。（第27条の3関係）

イ 個人の市民税の規定の適用の特例について、所要の措置を講じることとします。（第22条関係）

(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を平成32年3月31日まで延長することとします。（附則第17条の6関係）

(3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長することとします。（附則第18条の2関係）

(4) 平成31年度以後の各年度分の個人の市民税における累積投資勘定が設けられている非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、当該非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講じることとします。（附則第19条の3の2関係）

2 固定資産税及び都市計画税

(1) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業若しくは事業所内保育事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額（現行2分の1）とすることとされたことに伴い、当該割合をそれぞれ3分の1とすることとします。（第44条関係）

(2) 震災等により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして、震災等の発生

した日の属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得され、又は改良された償却資産について、固定資産税の課税標準を取得又は改良から4年度間はその価格の2分の1とすることとします。（第44条の3関係）

(3) 震災等により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして、震災等の発生した日の属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得され、又は改築された家屋について、取得又は改築から4年度間は、当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額のそれぞれ2分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額から減額することとします。（第44条の4及び第218条の2関係）

(4) 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に一定の政府の補助を受けた者が、児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する一定の固定資産について、その者が引き続き当該政府の補助を受けている場合に限り、固定資産税及び都市計画税の課税標準を補助開始日から5年度間はその価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとされたことに伴い、当該割合を3分の1とすることとします。（附則第7条関係）

(5) 都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から平成31年3月31日までの間に同法に規定する認定計画に基づき設置する一定の市民緑地の用に供する土地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を設置から3年度間はその価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとされたことに伴い、当該割合を2分の1とすることとします。（附則第7条関係）

(6) 次に掲げる課税標準の特例が廃止されることに伴い、特例割合に係る規定を削除することとします。（附則第7条関係）

ア 都市再生特別措置法の規定による管理協定に係る協定倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例

イ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に掲げる一定の機器で冷媒としてアンモニア、空気、二酸化炭素又は水のみを使用するものに係る固定資産税の課税標準の特例

3 軽自動車税

(1) 平成29年度及び平成30年度に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車について、当該車両番号指定の翌年度に次の特例措置を講じることとします。（附則第16条の5関係）

ア 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車のうち平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないものについて、税率の概ね100分の75を軽減することとします。

イ ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる3輪以上の軽自動車について、税率の概ね100分の50を軽減することとします。

(ア) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の135を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの

ウ ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる3輪以上の軽自動車（イの適用を受けるものを除く。）について、税率の概ね100分の25を軽減することとします。

(ア) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの

(2) 減税対象車に係る軽自動車税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第74条、第75条及び法第448条を除く。）を適用すること等の措置を講じることとします。（附則第17条関係）

4 事業所税

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する施設について、その者が補助開始日から引き続き当該政府の補助を受けている場合に限り、その課税標準を4分の3控除する措置を講じることとします。（附則第20条関係）

5 その他

- (1) その他必要な規定の整備を行うこととします。
- (2) 上記1(1)の改正は平成30年1月1日から、上記1(4)の改正は平成31年1月1日から、上記2(5)の改正は市規則で定める日から、上記1(2)及び(3)、2(1)から(4)まで及び(6)、3並びに4の改正は公布の日から施行することとします。

京都市市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成29年6月9日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 4 号

京都市市税条例等の一部を改正する条例
(京都市市税条例の一部改正)

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第16条中「退職手当等」の右に「，同一生計配偶者」を加える。

第17条の3中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第22条から第24条までを次のように改める。

(区域の編入等に係る市民税の特例)

第22条 市民税の所得割の納税義務者の賦課期日現在における住所が本市の区域外にある場合において、当該納税義務者の当該賦課期日現在における住所地が当該賦課期日の属する年の1月2日から4月1日までの間に本市の区域内となったときは、市民税に関する規定の適用については、当該納税義務者を当該賦課期日現在において本市の区域内に住所を有した者とみなす。

2 市民税の所得割の納税義務者の賦課期日現在における住所が本市の区域内にある場合において、当該納税義務者の当該賦課期日現在における住所地が当該賦課期日の属する年の1月2日から4月1日までの間に本市の区域外となったときは、市民税に関する規定の適用については、当該納税義務者を当該賦課期日現在において本市の区域外に住所を有した者とみなす。

第23条及び第24条 削除

第27条の3第1項中「100分の6」を「100分の8」に改める。

第32条の5第2項ただし書中「第9条の4」を「第9条の24」に改め、同条第3項中「第9条の5」を「第9条の25」に改める。

第32条の6第2項中「第48条の9の9から第48条の9の11まで」を「第48条の9の10から第48条の9の12まで」に改める。

第32条の8の2第1項中「第48条の9の12第3項各号」を「第48条の9の1

3第3項各号」に改める。

第32条の8の4第2項中「第48条の9の13」を「第48条の9の14」に改める。

第35条第1項第2号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同項第4号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「当該控除対象配偶者」を「当該同一生計配偶者」に改める。

第37条の4第3項中「第48条の9の9から第48条の9の11まで」を「第48条の9の10から第48条の9の12まで」に改める。

第44条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第28項から第30項までに規定する条例で定める割合は、
3分の1とする。

第44条の2の次に次の2条を加える。

(震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例)

第44条の3 法第349条の3の4に規定する取得又は改良が行われた償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第43条の規定にかかわらず、法第349条の3の4に定める額とする。

(震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等に対する固定資産税の減額)

第44条の4 法第352条の3に規定する取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税については、同条の規定により減額すべき額をその税額から減額する。

第46条の2中「第15条の3第2項の規定により法第352条第1項に規定する建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合の」を「第15条の3第3項又は第15条の3の2第4項若しくは第5項の規定による」に、「同法」を「建物の区分所有等に関する法律」に改める。

第59条第3項本文中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の右に「とし、同項前段に規定する被災市街地復興推進地域（以下この条において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の場合を除く。次項において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦

課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第4項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の右に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

第130条第4項前段中「第73条の2第10項及び第11項」を「第73条の2第11項及び第12項」に改め、同項後段中「同条第10項」を「同条第11項」に、「同条第11項」を「同条第12項」に改める。

第218条の次に次の1条を加える。

(震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等に対する都市計画税の減額)

第218条の2 法第702条の4の2に規定する取得され、又は改築された家屋に対して課する都市計画税については、同条の規定により減額すべき額をその税額から減額する。

附則第7条第1項第1号中「附則第15条第2項第1号」の右に「及び第44項」を加え、同項第2号中「附則第15条第2項第2号、第3号及び第33項第2号」を「附則第15条第2項第2号及び第3号並びに第32項第2号」に改め、同項第3号中「及び第40項」を削り、同項第5号中「附則第15条第33項第1号、第36項及び第39項」を「附則第15条第32項第1号及び第37項」に改め、同項第6号中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第8条第1項後段中「において読み替えて準用する法附則第15条の6第2項」を削り、同条第2項中「第10項」の右に「、第15条の9の2第1項、第4項若しくは第5項」を加える。

附則第16条の5に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項に規定する3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項に規定する3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの

間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第30条第8項に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第17条を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第17条 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることをその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が法附則第30条の2第2項に規定するものであるときは、同項に規定する申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第74条、第75条及び法第448条の規定を除く。）を適用する。

附則第17条の5の2第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の右に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第313条第13項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 法第313条第13項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第17条の6第4項中「平成29年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附則第18条の2第1項及び第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に改める。

附則第19条の3の2第1項中「（「非課税上場株式等管理契約」という。）」の右に「又は同項第4号に規定する非課税累積投資契約（以下この条において「非課税累積投

資契約」という。)」を、「規定する非課税口座内上場株式等」の右に「(以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。)」を加え、「同条第5項第1号」を「同法第37条の14第5項第1号」に改め、同条第2項中「、非課税口座」を「、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定(以下この項において「非課税管理勘定」という。))又は同条第5項第5号に規定する累積投資勘定(以下この項において「累積投資勘定」という。))」に改め、「非課税上場株式等管理契約」の右に「又は非課税累積投資契約」を、「の払出しがあった」の右に「非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「を取得した」に改める。

附則第19条の3の3第2項中「同条第5項第1号に規定する未成年者口座(以下この条において「未成年者口座」という。))」を「同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定(以下この項において「非課税管理勘定」という。))又は同項第4号に規定する継続管理勘定(以下この項において「継続管理勘定」という。))」に、「の払出しがあった未成年者口座」を「の払出しがあった非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている同条第5項第1号に規定する未成年者口座(以下この条において「未成年者口座」という。))」に、「の取得をした」を「を取得した」に改める。

附則第20条の見出し中「のうち資産割」を削り、同条中「のうち資産割」を削り、「事業所床面積」の右に「又は従業者給与総額」を加える。

第2条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項第2号中「並びに第32項第2号」を「、第32項第2号並びに第45項」に改める。

(京都市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 京都市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年6月10日京都市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中附則第16条の5の改正規定の次に次のように加える。

附則第17条を次のように改める。

第17条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第22条から第24条まで及び第27条の3の改正規定並びに次条第1項の規定 平成30年1月1日
- (2) 第1条中第130条の改正規定 平成30年4月1日
- (3) 第1条中第16条, 第17条の3, 第35条並びに附則第19条の3の2及び第19条の3の3の改正規定並びに次条第2項の規定 平成31年1月1日
- (4) 第1条中第32条の5の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第2条の規定 市規則で定める日

(市民税に関する規定の適用区分)

第2条 第1条の規定による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）

第22条及び第27条の3第1項の規定は、平成30年度分の個人の市民税から適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 改正後の条例第16条, 第17条の3, 第35条第1項及び第2項並びに附則第19条の3の2及び第19条の3の3第2項の規定は、平成31年度分の個人の市民税から適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用区分)

第3条 改正後の条例第44条の規定は、平成30年度分の固定資産税から適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 改正後の条例第44条の3の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災、風水害、火災その他の災害（以下「震災等」という。）に係る同条に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 改正後の条例第44条の4の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等に係る同条に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 改正後の条例第59条第3項及び第4項の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）（以下「改正法」と

いう。) 附則第17条第9項に規定する旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 水防法等の一部を改正する法律(平成27年法律第22号)の施行の日から平成29年3月31日までの間に取得された改正法附則第17条第10項に規定する旧法附則第15条第39項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された改正法附則第17条第11項に規定する旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 市長は、納付すべき軽自動車税(平成28年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることをその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が改正法附則第18条第2項に規定する第三者にあるときは、納付の告知をする前に、当該第三者(同項に規定する当該第三者と特別の関係がある者を含む。)に対し、同項に規定するところにより、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができる。この場合において、当該申出の機会を与えられた者が当該申出をしたときは、当該者を改正後の条例附則第17条に規定する所有者とみなして、同条の軽自動車税に関する規定を適用する。

2 前項の規定による申出をした者は、当該申出を撤回することができない。

(都市計画税に関する規定の適用区分)

第5条 改正後の条例第218条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等に係る同条に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

2 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された改正法附則第19条第3項に規定する旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(行財政局税務部税制課)